

東峰村地域福祉計画

平成 25 年 3 月

東 峰 村

目 次

第1章 東峰村地域福祉計画策定の趣旨.....	1
1. 東峰村地域福祉計画策定の目的・位置づけ.....	2
2. 計画期間.....	4
3. 策定体制.....	4
第2章 地域福祉の現状と課題.....	5
1. 地域の状況.....	6
2. 地域福祉の課題整理.....	9
第3章 地域福祉計画の基本理念・目標.....	15
1. 東峰村地域福祉計画の基本理念.....	16
2. 地域福祉計画の目標.....	17
3. 地域福祉推進の視点.....	19
4. 施策の体系.....	21
第4章 施策の方向.....	23
目標1 声かけ、地域の結びつきを強めるしくみづくり.....	24
目標2 ふれあいの場づくり.....	28
目標3 いきいきとした暮らしを支える体制づくり.....	32
目標4 地域への定住を応援する条件づくり.....	39
目標5 安心して暮らせるむらづくり.....	42
第5章 計画の推進方策.....	47
資料編.....	49

第 1 章 東峰村地域福祉計画策定の趣旨



第1章 東峰村地域福祉計画策定の趣旨

1. 東峰村地域福祉計画策定の目的・位置づけ

(1) 計画の背景

本村は、平成 17 年 3 月 28 日に旧小石原村と旧宝珠山村が合併し、新たに東峰村として福祉の施策を進めてきました。

具体的には、平成 17 年度に「東峰村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画¹」、平成 18 年度に「東峰村障害者計画²」、平成 21 年度に「東峰村次世代育成支援後期行動計画³」の策定を行い福祉に関する取り組みを推進してきました。

一方、本村においては、人口減少・少子高齢化が進行しており、過疎地域の状況にあります。

このため、分散した集落の人口減少などにより相互扶助機能や社会的なつながりの希薄化が進み、ひとり暮らしの高齢者、要介護⁴（要支援⁵）者の増加、子育てに悩む家庭の存在も伺えます。

個人や家族で解決できないこれらの問題に対しては、様々な社会保障制度がありますが、地域の支えあい・助け合いの仕組みに住民が参加し、ともに支えあっていくことが重要となっています。

(2) 地域福祉とは

地域福祉の推進に関する事項は、社会福祉法の第 4 条に示されています。

■社会福祉法（地域福祉の推進）

第 4 条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

¹東峰村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：高齢者の保健・福祉の施策及び介護保険事業に関する施策を示した計画。

²東峰村障害者計画：障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的に策定される計画。

³東峰村次世代育成支援後期行動計画：子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、安心して子育てができるための環境の確保などの施策を総合的に定めた計画。

⁴要介護：要介護状態とは、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。

⁵要支援：要支援状態とは、軽減もしくは悪化の防止に対する支援を要すると見込まれる状態、または、一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。

(3) 福岡県の動向

県内市町村の地域福祉計画策定状況は次の通りです。県では、平成21年度に、孤独死ゼロを目指して「一人暮らし高齢者等見守り事業⁶」が開始されました。

	平成23年度末までに策定終了	平成24年度以降に策定予定	策定未定	計
市町村数	20	20	20	60
構成比(%)	33.3	33.3	33.3	100

厚生労働省調査(平成24年3月31日時点)

(4) 地域福祉計画の位置づけ

① 地域福祉計画の目的

地域福祉計画は、地域住民、ボランティア団体、事業者、村、社会福祉協議会などの地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、ともに支えあい、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めるための計画です。

また、暮らしやすい地域が作れるよう、福祉サービスなどの基盤の整備を行っていきます。

② 他の計画との関係

東峰村地域福祉計画は社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、「東峰村総合計画」を上位計画とし、これまで実行されてきた各分野別の福祉計画(高齢者保健福祉計画、障害者計画等)を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みを作るものです。

さらに、災害時における援護を必要とする人(要援護者⁷)の避難誘導支援のため、地域における要援護者の情報を把握・共有し、避難誘導に関する事項を盛り込んだ計画とします。

⁶一人暮らし高齢者等見守り事業：見守りネットワーク協議会を起ち上げ、その傘下に地域の見守り者(老人クラブや民生委員・児童委員等)による行政区単位程度の見守りネットワークを構築し、見守りを要する高齢者世帯を訪問する等の確実な見守りを実施する事業。

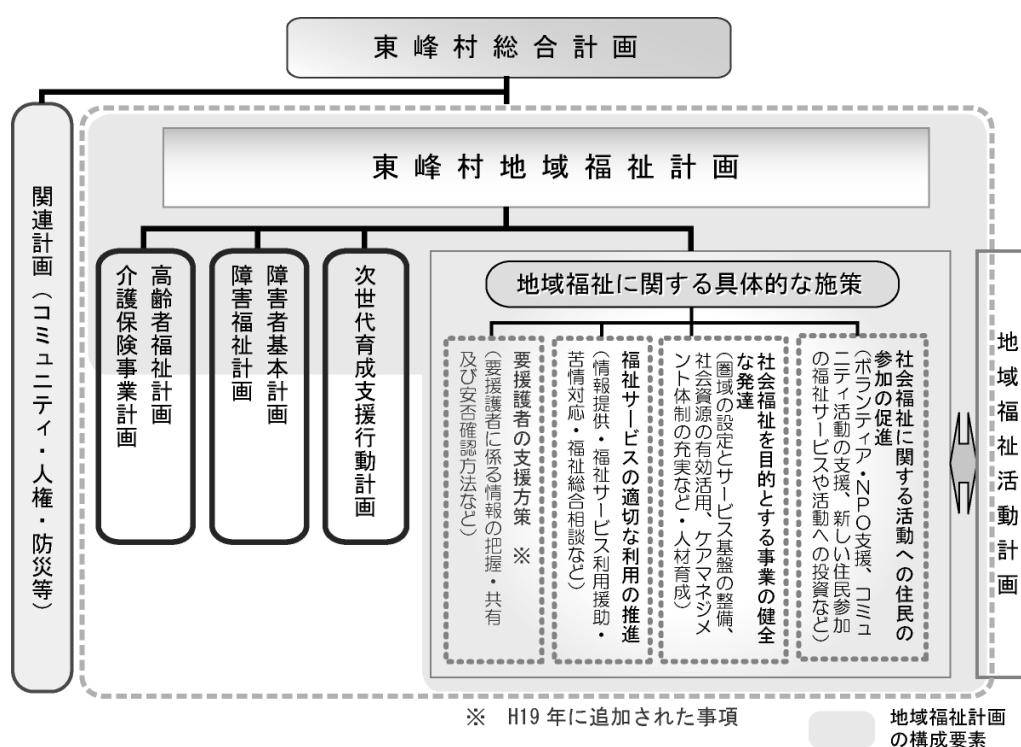
⁷要援護者：高齢者世帯・要介護者・障がい者等の災害時に自力での避難が困難とされる人。

■社会福祉法（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者を他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への参加の住民の促進に関する事項



2. 計画期間

本計画は、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間とします。

3. 策定体制

本計画策定にあたり、「東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」と称す。）を実施し、村民によるワークショップ、関係団体等へのヒアリングを行い、本村の地域福祉の課題及び必要な取り組みを検討しました。

計画策定にあたっては、村民代表、保健・医療、東峰村民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等の福祉関係者、行政などで構成する「東峰村地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

第2章 地域福祉の現状と課題



第2章 地域福祉の現状と課題

1. 地域の状況

(1) 人口・世帯数の動向

本村は人口・世帯数ともに減少傾向にあります。世帯当たりの人員を見ると減少しており、核家族化が進んでいることが推察されます。

年齢3区分別人口構成の推移は、年少人口・生産年齢人口は減少傾向にあります。が、高齢者人口は、増加傾向にあります。

■人口・世帯数の推移

(単位：人・世帯・%)

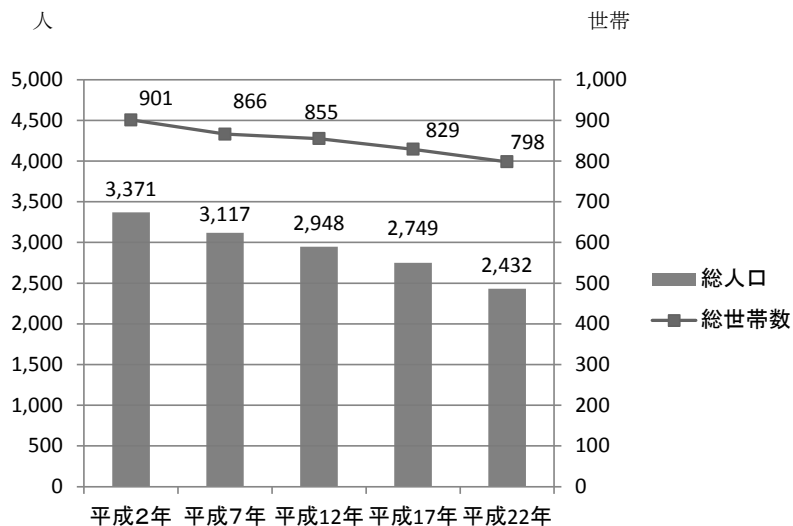
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
実数	総人口	3,371	3,117	2,948	2,749	2,432
	総世帯数	901	866	855	829	798
	世帯当たり人員	3.74	3.60	3.45	3.32	3.05
増減率 (前5年)	総人口	—	-7.5	-5.4	-6.8	-11.5
	総世帯数	—	-3.9	-1.3	-3.0	-3.7

資料：国勢調査

※平成12年以前は旧小石原村と旧宝珠山村の数値を合算したものの

資料：国勢調査

■人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口構成の推移

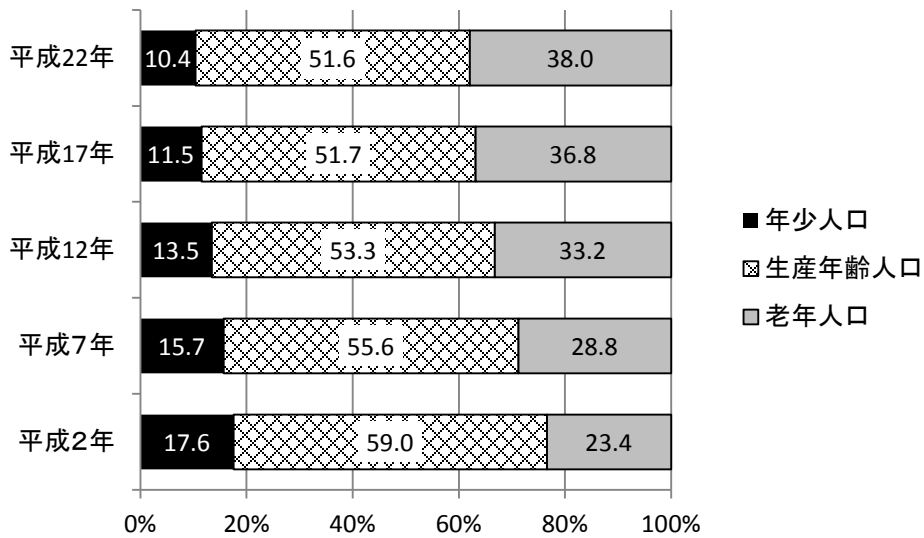
(単位：人、%)

	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
実数	総人口	3,371	3,117	2,948	2,749	2,432
	年少人口	592	488	397	316	253
	生産年齢人口	1,990	1,732	1,572	1,420	1,256
	老年人口	789	897	979	1,013	923
構成比	年少人口	17.6	15.7	13.5	11.5	10.4
	生産年齢人口	59.0	55.6	53.3	51.7	51.6
	老年人口	23.4	28.8	33.2	36.8	38.0

資料：国勢調査

※平成12年以前は旧小石原村と旧宝珠山村の数値を合算したもの

■ 年齢3区分別人口構成の推移



■ 高齢者世帯の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	853	827	795
高齢者のいる世帯	598	615	566
単身世帯	102	125	111
夫婦のみの世帯	112	103	126
その他の世帯	384	387	329

資料：国勢調査

※※平成12年以前は旧小石原村と旧宝珠山村の数値を合算したもの

資料：国勢調査

(2) 障がい者の状況

- 身体障がい者のうち身体障害者手帳所持者は、全体で 228 名です。肢体不自由の人が多く 163 名で、等級は4級・6級が多いです。
- 知的障がい者のうち療育手帳所持者数は、全体で 19 名です。Aの最重度・重度の人が 12 名と多いです。
- 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳所持者は、全体で8名です。2級の人が6名と多いです。

■ 身体障害者手帳所持者数

種別 \ 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	2	1	5	1	2	3	14
聴覚・平衡機能障害	0	2	2	3	0	3	10
音声・言語障害	0	0	3	0	0	0	3
肢体不自由	13	16	26	45	15	48	163
内部障害	30	0	3	5	0	0	38
計	45	19	39	54	17	54	228

■ 療育手帳所持者数

程度	実数 (人)	構成比 (%)
A (最重度・重度)	12	63.2
B (中度・軽度)	7	36.8
計	19	100

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

程度	実数 (人)	構成比 (%)
1 級	0	0.0
2 級	6	75.0
3 級	2	25.0
計	8	100.0

2. 地域福祉の課題整理

アンケート、ヒアリング、ワークショップから本村の地域福祉の課題は次のように整理することができます。

(1) アンケートからの課題

1) 相談したいことや悩み

- ① 「老後や介護に関すること」に24.4%、「自分や家族の健康」に17.3%が、不安や悩みがあるとしていますが、相談相手は家族や親族が79.3%と多くなっており、行政や専門機関への相談する割合が低くなっています。
- ② 地域の助け合いでできることとして「地域における見守り活動」に27.9%、「ゴミ出し」に27.1%、「外出時の車等による送迎」に20.7%の人ができるとしています。
- ③ 単身高齢者に対して、「近隣の人が訪問して声をかける」ことを91.1%の人が必要としています。声かけが重要との認識が多く住民にあります。

2) 地域福祉の考え方について

- ① 地域の福祉活動については88.7%の人が必要性を認識し、参加への意思のある人が68.4%と多く、活動への参加が期待されます。参加の理由は、「地域の生活環境を良くしたい」が59.4%と最も多く、生活環境への意識の高さが窺えます。
- ② 要援護者に対しては、「災害時・緊急時の避難支援」に64.6%、「日常生活の見守り・声掛け」に54.3%が必要としており、必要性が認識されています。
- ③ 地域の要援護者への取り組みは、行政区が中心となり、要援護者への支援や活動への参加を呼びかけることが重要としています。

3) 地区について

- ① 緊急時の高齢者世帯や障がいのある人の世帯が困っていることを知らせる連絡網は24.7%がほとんどないとしています。連絡網の充実が必要です。
- ② 単身高齢者や障がい者が集う機会について67.7%の人が必要とし、高齢者の健康づくりの機会を64.6%の人が必要としており、集いの機会づくりが必要です。

4) 災害時の対応について

- ① 「ひとり暮らしの高齢者などへの避難支援者の担当者を決めておく」については36.7%の人が必要としており、その担当になることについて、「なってもかわない」とする人は24.1%となっており、支援へ協力が期待されます。
- ② 今後の福祉サービスについては、「高齢・障害があっても地域で暮らせる配慮」について45.4%の人が必要としています。高齢化に伴い、ますます重要性が増しています。
- ③ 村には、「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」が34.9%、「福祉サービスを充実させること」に34.6%、「身近な相談窓口の充実」に29.7%の人が必要としています。福祉サービスの充実が求められています。

(2) ワークショップからの課題

- ① 人口減少により地区行事などの活動が困難となり、集落の維持が困難
 - ・人口減少により集落における伝統のある祭りや様々な活動が困難となりつつあり、集落の維持が困難になるおそれがあります。
- ② ひとり暮らし高齢者世帯等の見守り、生活支援
 - ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増えており、容体の変化等で緊急な対応が必要な場合も発生するおそれがあることから、日常生活における見守り、生活支援が必要です。
- ③ 高齢者間・地域住民とのコミュニケーション不足
 - ・年齢とともに、外に出にくくなることから、ふれあいが少なくなり、コミュニケーションが不足しています。
- ④ 子育て中の保護者の集まる機会の減少
 - ・少子化が進行し、子育て世代の集まりが減少しています。
- ⑤ 避難の支援・役割分担、防災対策の見直し
 - ・災害時において自分では避難が難しい住民への支援が必要とされており、その役割分担や避難場所の周知など防災対策の見直しが必要とされています。
- ⑥ 交通手段の確保
 - ・公共交通の利用が不便な地区で、高齢などにより自ら運転をしない住民の日常生活における交通手段の確保が必要です。
- ⑦ 働く場所の確保
 - ・本村は焼物や農業などの産業はありますが、製造・流通、商業などの企業の誘致は進んでいない状況にあります。
- ⑧ 医療の緊急時の対応
 - ・地区によっては、平日、診療所の空いていない時間帯があるため、緊急時の対応に問題があります。
- ⑨ 買い物の不便さの解消
 - ・店舗等が身近になく、高齢などにより自ら運転しないひとり暮らしの世帯などでは、買い物の不便さを解消する必要があります。

(3) ヒアリングからの課題

1) ヒアリングの実施方法

地域福祉に関係する各種団体等へのヒアリングを行い、地域福祉の現状や問題点等の把握を行いました。

対象団体	対象者	実施日
行政区長会	役員	11月21日
社会福祉協議会	事務局	11月22日
民生委員・児童委員協議会	役員	11月21日
老人クラブ	役員	11月21日
身体障害者福祉協会	役員	1月30日
子育て支援センター・保育所(園)	管理者	11月22日

2) ヒアリングからの課題

ヒアリングを通して把握した課題を抽出します。

① 行政区長会

- ・行政区における高齢者のサロンの活動については、地区によって活動の状況が異なります。
- ・ひとり暮らしの高齢者の安否確認が重要との意見があります。訪問活動を充実させる必要があるとの認識です。
- ・災害時の避難の呼びかけが届いていない箇所があり、事前に土嚢^{どのお}の備えが必要となっています。

② 社会福祉協議会

- ・ひとり暮らし高齢者などの55世帯へ、週1回配食サービスを行っています。
- ・福祉サービスへの高齢者の参加は自宅から会場まで送迎が必要となっています。
- ・権利擁護の取り組みは、地域包括支援センター⁸の対応となっています。
- ・ボランティア活動は配食サービスが中心です。
- ・地域包括支援センター、保健師、介護支援事業者⁹、社会福祉協議会等が月に1回連絡調整会議を行って困難事例などに対応しています。対象者は、40歳以上の要介護・要支援認定者です。別途、民生委員等への情報提供の場があります。
- ・少子高齢化、集落の人口減少により、集落での祭りごとなどがなくなってきており、危惧があり、集落のコミュニティづくりが重要との認識があります。

⁸地域包括支援センター：市町村において、①介護予防マネジメント、②総合相談・支援、③虐待防止・権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業を行う機関のこと。

⁹介護支援事業者：加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となったもの（要介護者等）に対し、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者。

③ 民生委員・児童委員協議会

- ・ひとり暮らし高齢者の孤独死が発生する状況にあります。
- ・月1回、第1水曜日に社会福祉協議会と合同で配食サービスを行っています。
- ・生活保護の受給者が他県から入ってくる場合があります。そのような世帯が転入したことや、その家族構成などの情報が入らないので対応しにくいとのことです。
- ・障がい者の状況も個人情報なので情報が入らないため、対応がしにくいとのことです。
- ・災害時に避難した世帯は、玄関先にタオルをかけるなどの他の自治体の事例があり、災害時の安否の意思表示の方法を考える必要があります。

④ 老人クラブ

- ・単位老人クラブの女性による訪問活動「愛の一声運動」を行っています。
- ・奉仕の日を定めて施設へのタオルの配布などを行っています。他の組織との横のつながりが必要となっています。
- ・高齢者が地域の小学生を学校へ送迎する場合は、事故などが起きた時の責任問題があり、安易に受けることは難しい状況にあります。
- ・災害時には、避難場所が決まっていない場合があり、高齢者を誘導するのも難しい面があるとのことです。

⑤ 子育て支援センター・保育所

- ・地域子育て支援センター¹⁰として乳幼児健診に出向いて相談に応じています。
- ・子どもが少なくなっているため、保育所の運営は厳しくなっています。
- ・子どもは地域の祭りやすもう大会、子ども神輿など地域の行事に積極的に参加しています。
- ・障がいの有無について健診で発見されており、専門職も入って対応しています。
- ・保育園児の高齢者とのふれあいは、特別養護老人ホームへの訪問などを行っています。

⑥ 身体障害者福祉協会

- ・グランドゴルフや研修等を行っているが、会員が高齢化し、新たな加入が少ないとのことです。
- ・新たな障害者手帳所持者等へ加入を積極的に勧めたいが、個人情報などの問題があって、協会の方から加入を呼びかけることは難しいとのことです。

¹⁰子育て支援センター：子育て支援のための地域の総合的拠点。子育て中の保護者がふれあい、読み聞かせの活動や、子育ての相談や関連機関の紹介などを行う。

(4) 課題のまとめ

① 人口・世帯数の減少による集落のコミュニティ活動の維持

・人口減少が進み、分散している集落の世帯数が減少していることから、祭りなどの地域の結びつきが失われつつあるため、地域住民のコミュニティ活動を維持する必要があります。

② ひとり暮らしの高齢者などの見守り・生活支援

・ひとり暮らし高齢者の孤独死など、単身高齢者や高齢者のみ夫婦世帯などの日頃からの安否を確認し見守る活動の維持と、調理、草取りやゴミ出しなど日常生活で困難な活動についての生活支援を行う体制が求められています。

③ 地域住民のコミュニティ活動の促進

・地区によって地域住民のコミュニティ活動に差があり、活動への参加が積極的でない住民もみられます。日常生活の結びつきが災害時などでの協働の活動に影響を及ぼすことから、日頃のコミュニティ活動の促進が求められます。

④ 高齢者や障がい者などが気軽に集まれる場の確保

・高齢者や障がい者等が身近な場所で、談笑などサロンのな活動や体操等の健康づくりなどができるように、場所の確保を進める必要があります。

⑤ 地域で子育ての応援

・少子化が進む中で、子育てに悩む保護者もみられることから、周辺の住民の声かけや子育てに関するアドバイスなど地域で子育てを応援する必要があります。

⑥ 交通手段の確保

・高低差のある地形条件や公共施設と各集落の間に距離があることなどからコミュニティバスの運行を求める声があります。村民の日常生活における公共交通手段の確保を図る必要があります。

⑦ 関係団体の交流・協働した活動の促進

・村には地域福祉の推進に関係する組織・団体が多数ありますが、必ずしも団体相互の協働した取り組みが円滑に進められている状況にはありません。今後、地域福祉を推進するために、関係団体の交流や協働した取り組みの促進が求められます。

⑧ 就労の支援

・大学等への進学や就職にあたり、また、新たに仕事を求めて村から転出する住民が多く、人口減少を引き起こしています。今後、定住できるように地場産業の振興と就業機会の確保が求められています。

⑨ 他の分野との連携

・村民が安心して続けて暮らせるために、保健・医療、教育、住宅の確保、安全な道路整備など、日常生活と関連する分野との連携した取り組みが求められます。

⑩ 災害時の住民による支援

・平成 24 年 7 月の豪雨による土砂崩れや河川増水による甚大な被害が発生しています。アンケート調査では、要援護者への避難誘導について、支援の担当となることへの抵抗感も少ないことから、住民の避難誘導の支援活動への参加を推進する必要があります。



第3章 地域福祉計画の基本理念・目標



第3章 地域福祉計画の基本理念・目標

1. 東峰村地域福祉計画の基本理念

本村は、平成 17 年に合併して新たな村づくりを進めてきました。福祉に関しては、高齢者、障がい者、子育て支援などについて、各計画に基づいて推進してきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が急激に進行し、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の困難さなど深刻な状況にあることから、地域コミュニティの維持などが緊急の課題となっています。

地域ぐるみで高齢者世帯の見守り・生活支援を進めることなどが求められており、そのためには、地域住民、住民団体や関係機関の間における協力関係の強化や緊密な連絡体制が重要となっています。

アンケート調査では、回答者の 79.5%の人が地域への愛着があると回答しており、多くの住民が今後も村に住み続けたいと願っています。

今後も住み続けられる村づくりを進めるためには、地域福祉の取り組みは重要であり、村全体で施策を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、地域福祉の基本理念を、「声かけあう、住みつづけられる福祉のむらづくり」と設定します。

基本理念

声かけあう、住みつづけられる福祉のむらづくり

計画の目標

- 目標 1 声かけ、地域の結びつきを強めるしくみづくり
- 目標 2 ふれあいの場づくり
- 目標 3 いきいきとした暮らしを支える体制づくり
- 目標 4 地域への定住を応援する条件づくり
- 目標 5 安心して暮らせるむらづくり

2. 地域福祉計画の目標

基本理念を踏まえて、本村の地域福祉計画の目標を次のように設定します。

目標1 声かけ、地域の結びつきを強めるしくみづくり

人口減少、少子高齢化の中で、特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者等の見守りや安否確認が必要となっています。このため、関係機関による地域の支え合いネットワークの形成を図り、高齢者世帯・障がい者世帯等の見守り活動を推進します。

さらに、人口減少が集落内におけるコミュニティ活動の衰退に影響を及ぼしていることから、地区行事の奨励による地区の各事業の推進、地域の祭りやイベントの維持を図ります。

また、集落における住民の集まりを継続し活性化するために、日常的な集落の話し合いの場づくりを推進します。

目標2 ふれあいの場づくり

集落が分散し、村の公共施設までの距離が離れているため、高齢者等が公民館などの身近な場所で憩いの時間を過ごし、他の村民とふれあい、食事などを一緒にする場をつくることが求められています。

高齢者にとどまらず、障がい者や子育て中の保護者なども集い、交流できる場づくりを進めます。

子育て家族には、小石原地区に地域子育て支援センターが開設されています。今後も宝珠山地区の利用にも考慮しながら活動の充実を図ります。

また、本村には若い人が集える商業店舗等が不足していることから、村の中心に交流スペースの確保を図り、夜間でも過ごせる空間づくりを進めます。

目標3 いきいきとした暮らしを支える体制づくり

村民の健康な暮らしを支えるため、健康教室等への参加を呼び掛けるとともに、救急医療体制の整備を検討します。さらに、福祉サービスの情報提供を充実し利用の支援を図ります。

高齢になると調理などが困難になり、特に男性高齢者の独り暮らしなどにその傾向がみられます。自立して生活できるように生活支援を進めます。

本村では、地域福祉活動の主体として社会福祉協議会があり、民生委員・児童委員協議会が訪問活動・相談等を行っています。

これらの団体の活動の支援を行うとともに、困難事例等の対応を協議している連絡調整会議を発展させ、地域ケア会議としての役割を持たせ、実践的な活動が展開できるようにします

また、行政区における地域の世話人として社会福祉委員による地域福祉活動の推進を図るとともに、福祉活動に関する様々な援助活動を担えるボランティアの養成を図ります。

目標4 地域への定住を応援する条件づくり

福祉活動の実践においては、人口減少に歯止めをかけることが重要となっています。定住を促進するためには、まず住むための器として住宅の整備を図り、村内にある空き家についても住み替え用住宅等として利用できるように活用を図ります。

また、就業機会の充実が必要であることから、特産品などの地域ブランドの担い手づくり、企業誘致の推進を図るとともに、移住した新たな住民が地域に定着するように周りの住民の支援を促進します。また、移住のための住宅整備への支援を行います。

目標5 安心して暮らせるむらづくり

長く住み続けられるためには、安全で安心して暮らせることが重要です。そのためには、高齢者や障がい者等の要支援者への理解を進め、ともにこの社会を支え合いながら生活していく理念を共有することが求められます。

その上で、地域住民により買い物代行などの買い物支援や、災害時の避難を支援していきます。

また、自動車で移動しない、且つ公共交通機関が利用し難い世帯における交通手段の確保について検討を行うとともに、災害時の連絡体制、要援護者の避難支援体制の整備を図るものとします。

3. 地域福祉推進の視点

(1) 「自助」、「共助」、「公助」の視点

誰もが安心して生活できる地域をつくっていくためには、行政と共に身近な地域について住民が共に考え、参加し、支え合う取組が重要になってきています。

地域の様々な福祉ニーズについて、住民と行政が協働し、それぞれの役割を担い、主体的に課題の解決に向けて取り組めるように、「地域の助け合いによる福祉（共助）」が促進されるような地域づくりを進めます。

■ 「自助」、「共助」、「公助」の特徴

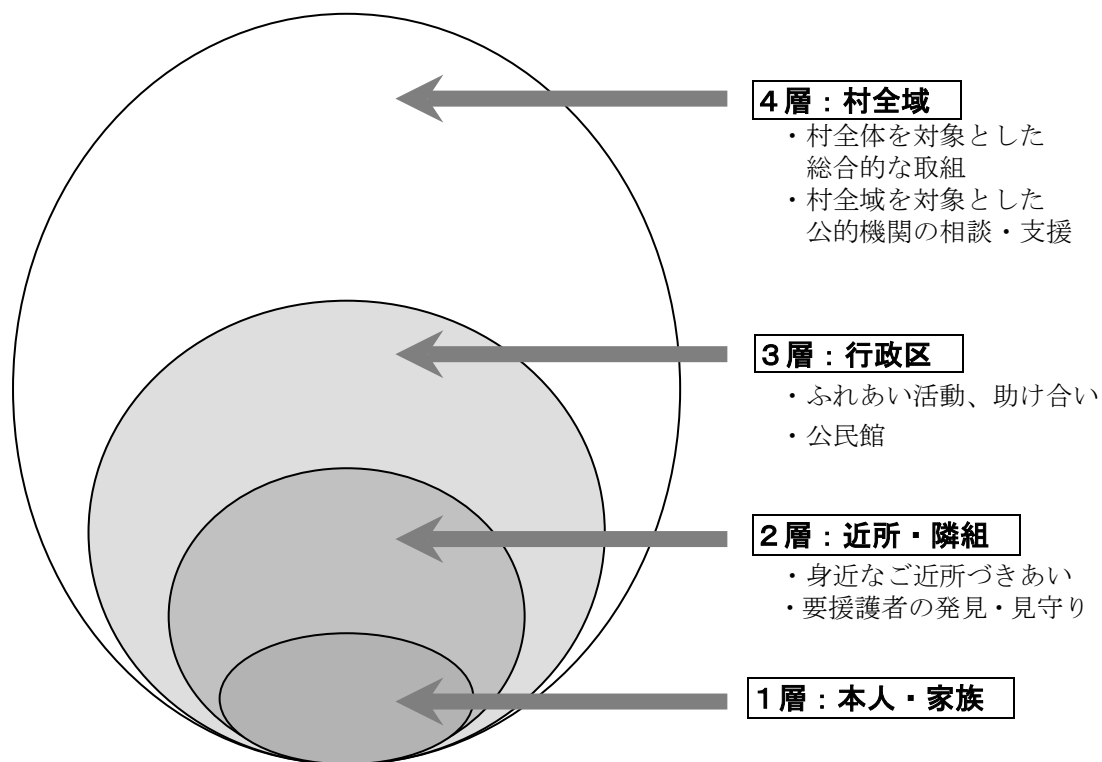
区分	内 容
自助	個人や家族による自助努力 (自分でできることは自分で)
共助	地域社会における相互扶助 (隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)
公助	公的な制度としての保健、福祉、介護などその他関連施策 (行政でなければできないことは、行政が対応する)

区分	強み	弱み
自助	自由度が高い、人に頼る際の負担感がない	できないことが多い 危機に陥りやすい
共助	「お互い様」の感覚や「感謝」の気持ちがあり、生活の質が向上	人に頼る負担感 支える側の負担感
公助	公平性、専門性を持ったサービス提供	制度の狭間ができる

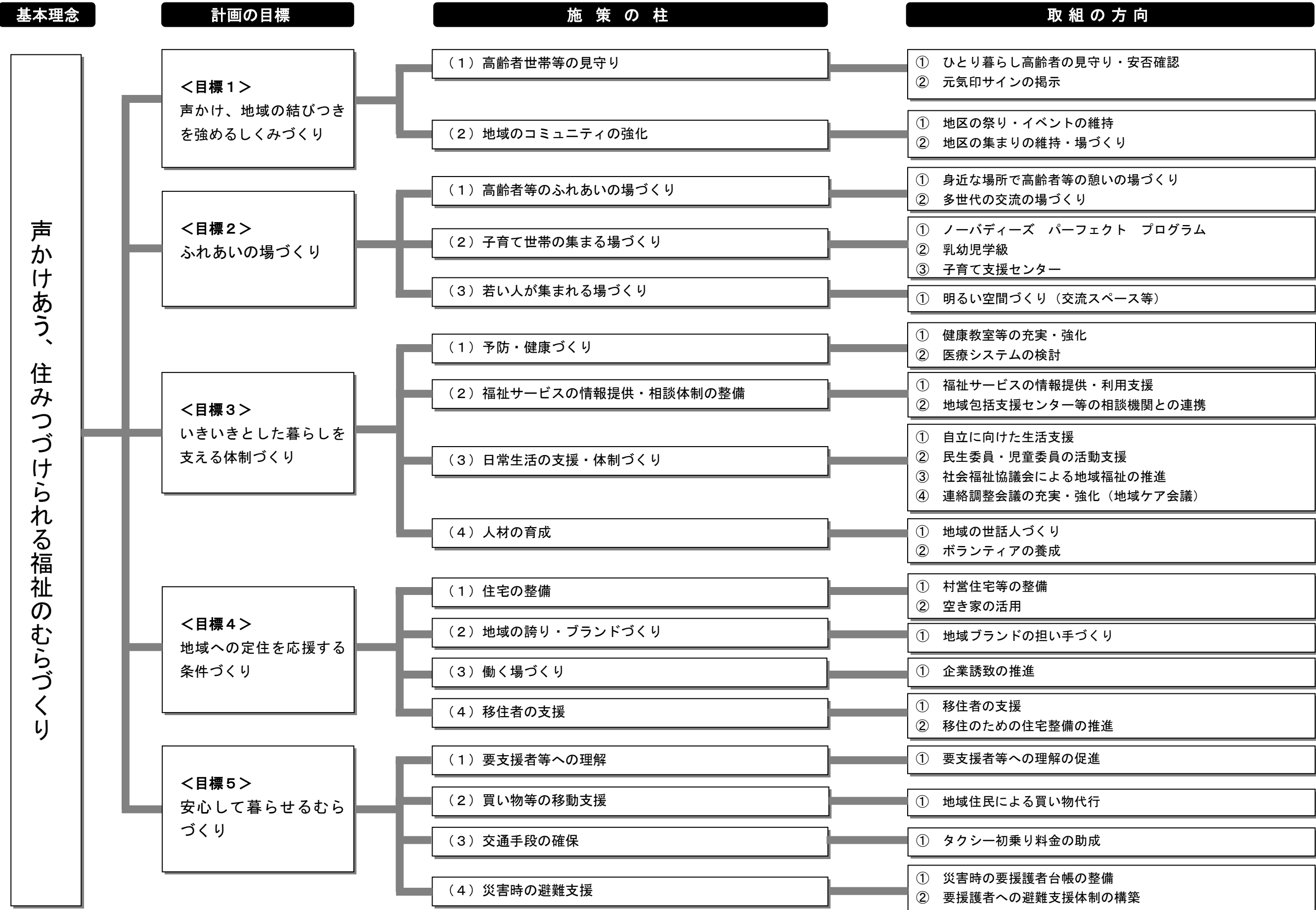
(2) 圏域の設定

■圏域の設定

エリア	対 象	圏域の考え方
1層	本人・家族	個人や家族。共同で生活し、世帯を構成する基本的な単位です。
2層	近隣・隣組	「ご近所」と意識しやすい範囲。顔見知りで、生活課題や要援護の発見・見守りの基礎的な範囲です。
3層	行政区	暮らしの課題を解決していくための身近な活動を行う範囲です。
4層	村全域	村全体で地域福祉を進める範囲です。 各種住民団体が活動を行うとともに、行政により効果的な福祉サービスの提供を行います。 村全体の状況把握、評価、改善の方策を検討する体制づくりを検討します。



4. 施策の体系



第4章 施策の方向



第4章 施策の方向

目標1 声かけ、地域の結びつきを強めるしくみづくり

(1) 高齢者世帯等の見守り

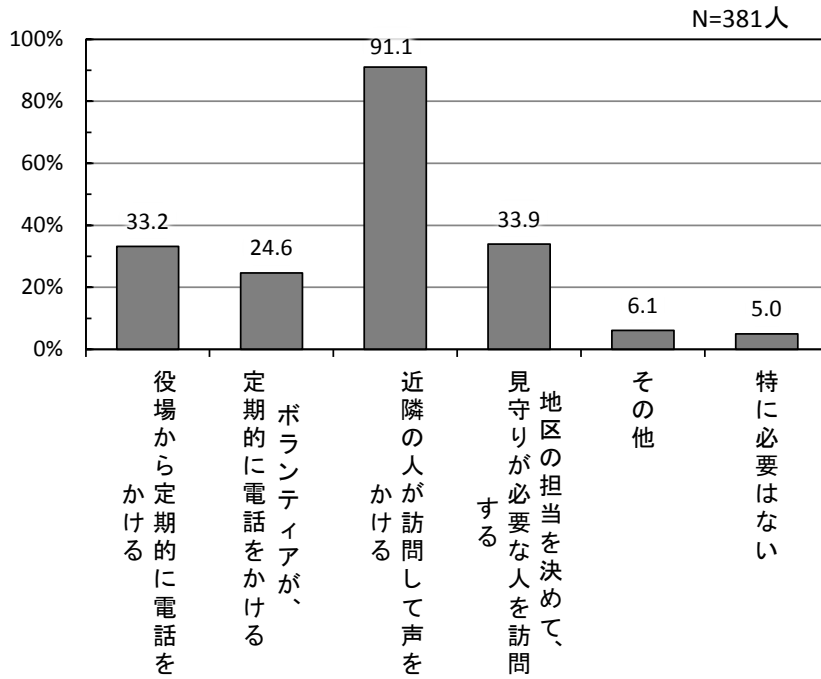
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、社会福祉協議会が週1回の配食サービスの際にひとり暮らし高齢者等の安否確認を行っています。また、民生委員・児童委員が月1回、配食サービスを行い、老人クラブが「愛の一声運動」としてひとり暮らし高齢者を訪問しています。 ・このような取り組みが進められていますが、ひとり暮らし高齢者などの急な容体の変化も発生していることから、近隣の住民などの見守りが重要となっています。 	



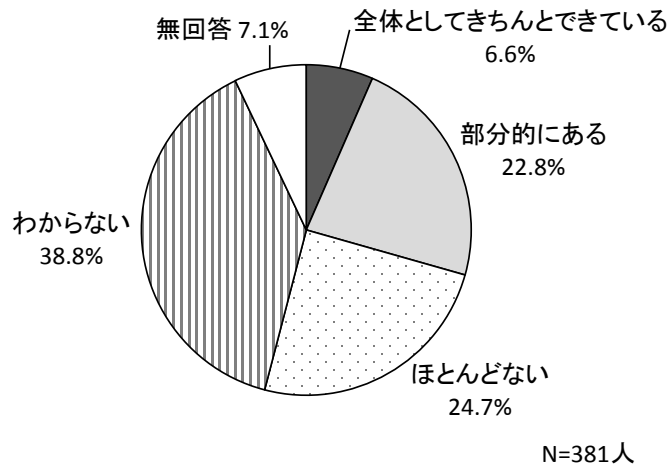
取組の方向性		
① ひとり暮らし高齢者の見守り・安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・「声かけあう」を標語にして、近隣の住民が声かけあうことを奨励します。 ・容体の変化などに気が付いたら、すぐに関係機関に連絡できるように、連絡先の周知を図ります。 		
取組の内容	自助	声かけあいます。
	共助	隣近所で声かけあいます。
	公助	「声かけあう」を標語にしてステッカー等で呼びかけます。ステッカーに緊急時の連絡先等を表示し、住民に配布します。

② 元気印サインの掲示 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などが元気に暮らしていることを意思表示することを奨励します。観光地としての景観を考慮し、また、出したままにして状況が分からなくならないようにします。 ・焼物が盛んな村であることを印象づけるために、焼物に花（生花又は造花）を生けたものを玄関先（門扉の脇）に置くことなどが案として考えられます。 		
取組の内容	自助	高齢者が自身の判断で元気印のサインを表示します。その際に、今後サインを出すことを近隣の人に伝えます。
	共助	元気印サインが出ていない場合、訪問して安否を確認します。緊急事態の場合、役場等の関係機関に連絡します。
	公助	緊急時の連絡体制の確立を図ります。

■ ひとり暮らし高齢者の話し相手はどのようにしたらよいでしょうか。



■ ひとり暮らし高齢者や障がいのある人が困っている場合の連絡体制はありますか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

(2) 地域のコミュニティの強化

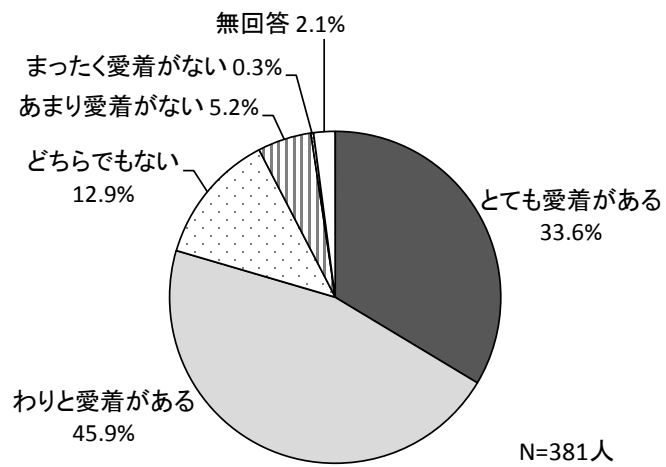
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少、世帯数の減少などによって、身近な地区の集まりやお祭りなどがなくなっていく状況にあります。地域の結びつきが近隣住民の見守りの維持・強化にもつながっていくことから、地区の集まりや、祭りなどの行事を維持していくことが求められます。 	



取組の方向性		
① 地区の祭り・イベントの維持 <ul style="list-style-type: none"> 行政区や小組合等の地区において、地縁のお祭りや季節の行事などの開催を維持していきます。そのために、集まって話し合う機会をつくり、村では、祭りや行事の開催のスケジュールを把握し、必要な支援を行います。 		
取組の内容	自助	お祭りや行事へ積極的に参加します。
	共助	お祭りや行事を協働して運営します。
	公助	地区のお祭りや行事の開催状況を把握し、開催に向けた支援を行います。

② 地区の集まりの維持・場づくり <ul style="list-style-type: none"> 行政区や小組合等の地区において、地区の共同作業、季節の行事の準備などを話し合い、親睦を深めるための集まりを維持していきます。 地区の集まりの必要性を整理し、集まりを維持するための支援を行います。 		
取組の内容	自助	地区の集まりに参加します。
	共助	地区の集まりを積極的に開催します。
	公助	地区における集まりの状況を把握し、活発でない場合、課題を把握し、開催に向けて支援します。

■ 地域への愛着はありますか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果



目標2 ふれあいの場づくり

(1) 高齢者等のふれあいの場づくり

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者が日常的に集まって昼食を一緒にとり、憩いの時間を過ごす活動は、健康の維持や生きがいなどの面からも重要となっていますが、地区によっては行われていない場合があります。 • 社会福祉協議会により一般高齢者向けの運動器の機能向上事業¹¹などが実施されていますが、地区公民館などの歩いていける場所で、日常的に集まることも重要です。 • 小学校で児童が高齢者とふれあえる機会はありますが、日常的な交流は不足しています。

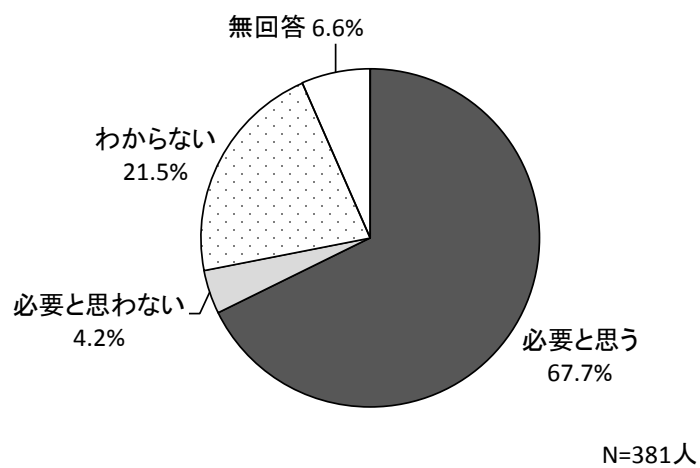


取組の方向性		
<p>① 身近な場所で高齢者等の憩いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公民館などの歩いていける場所で、日常的に高齢者が集い、趣味の活動などしながら憩える場所をつくります。場所は公民館の他、空き家や空き室など住民の協力を得て開設します。 • 運営は、高齢者自身が取り組み、地区住民が支援するものとします。 		
取組の内容	自助	高齢者が、集いの場所へ寄ります。運営にも参加します。
	共助	食事づくりなど、高齢者だけでは難しい企画の運営を支援します。
	公助	場所の確保や運営などの支援を行います。

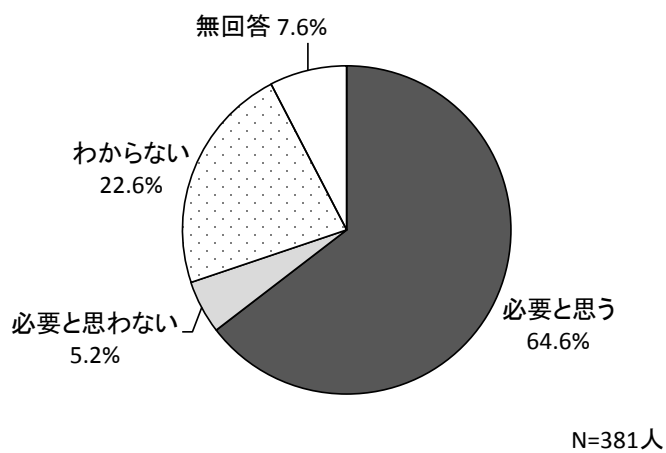
<p>② 多世代の交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公民館など的高齢者が集まる場所で、高齢者と小学生や就学前児童などの多世代の交流の機会をつくり、児童が高齢者から昔遊びを学ぶなど一緒に過ごします。 • 交流の場は児童が高齢者を理解し、高齢者が生きがいを得る機会とします。生涯学習の観点からも積極的に取り組みます。 		
取組の内容	自助	高齢者は、子どもに昔遊びなどを伝え指導します。
	共助	地区住民が交流の機会をつくります。
	公助	交流の場所の確保や運営の支援を行います。

¹¹運動器の機能向上事業：要支援、要介護状態となるおそれの高い高齢者（二次予防事業の対象者）に対して、筋力の向上や転倒予防を目的としたトレーニングを行う事業。

■ 高齢者が集まる機会は必要ですか。



■ 高齢者の健康づくりの機会は必要ですか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

(2) 子育て世帯の集まる場づくり

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 本村においては、合併時の平成17年度から0歳から5歳までの子どもを持つ親同士が出会い、仲間づくりや自分に合った子育てを学ぶノーバディーズ パーフェクト プログラム¹²が取り組まれています。これまで7期で約60人の参加があり、対象となる保護者の参加の割合も高くなっています。(危機的な状況を抱える個別の対応が必要な家庭を対象とした事業ではありません。) 参加された人は、他の親と親しくなり、つながりを深め、グループ活動に発展する場合があります。また、小学校に入学する前に保護者同士が親しくなることで、学校生活にスムーズに入ることができるようになっています。 本村では、公民館講座として毎月1回「乳幼児学級」に取り組んでおり、就学前の児童の保護者を対象におやつ作りや講演会等を開催しています。毎回10~20人の参加があります。 地域子育て支援センターが小石原保育園に開設されていますが、身近な場所で子育て中の保護者同士が児童と一緒に過ごせる場所が求められます。 	



取組の方向性		
① ノーバディーズ パーフェクト プログラム <ul style="list-style-type: none"> ノーバディーズ パーフェクト プログラムへの参加を促進し、活動の充実を図ります。 参加が一巡する状況になるため、1歳未満など児童の年齢を考慮したプログラムの開催を検討します。また、効率的な実施回数の検討を行います。 		
取組の内容	自助	ノーバディーズ パーフェクト プログラムへ参加します。
	共助	ノーバディーズ パーフェクト プログラムへの参加を地域で呼びかけます。
	公助	効率的な実施回数や、対象者等を考慮したプログラムの充実を図ります。

② 乳幼児学級 <ul style="list-style-type: none"> 就学前の乳幼児を有する保護者向けに、乳幼児学級を開催します。参加する保護者の希望や参加した親同士の交流の継続等を考慮して、内容の充実を図ります。 		
取組の内容	自助	乳幼児学級に参加し、他の保護者との交流を深めます。
	共助	乳幼児学級への参加を地域で呼びかけます。
	公助	乳幼児学級の内容などの充実を図ります。

¹² ノーバディーズ パーフェクト プログラム：0歳から5歳までの子どもを持つ親同士が安心して出会え、自分たちの生活や子ども、親としての役割について考える機会を提供する場。他の親とのつながりを深め、親同士、家族、友達などで助け合い、様々な子育ての資源を利用しながら、子育てを学ぶ場。

③ 子育て支援センター		
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターの活動の充実を図るとともに、宝珠山地区においても活動の場所を確保します。 		
取組の内容	自助	子育て支援センターの活動に参加し、他の保護者との交流を深めます。
	共助	子育て支援センターの活動への参加を地域で呼びかけます。
	公助	子育ての相談の場を確保し、専門性の高い活動を行います。

(3) 若い人が集まれる場づくり

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 高校・大学進学や就職の時点で本村から転出する人が多く、若い世代が村に残るためには、若い住民が仲間と過ごせる空間が求められます。 本村では、夕方になると空いている店舗が少なくなり、外灯のある屋外空間も限られ、ワークショップではコンビニエンスストアなどの若い人が集まる場所も必要との意見も出されました。 若い人が集える場所は、村内には少ないことから、若い人が交流できる場所・居場所が求められます。 	



取組の方向性		
① 明るい空間づくり（交流スペース等）		
<ul style="list-style-type: none"> 公民館などの公共施設、道の駅などの公共空間、空き家の活用等より、夜間でも集える場所の確保を検討します。 		
取組の内容	自助	若者が集える場所の確保に協力します。
	共助	空き家など若者が集える場所の確保に協力します。
	公助	公共施設等で若者が集える場所の確保を検討します。

目標3 いきいきとした暮らしを支える体制づくり

(1) 予防・健康づくり

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 本村では、健康運動教室¹³や特定健康診査¹⁴等により、村民の健康維持のための取り組みを行っています。 社会福祉協議会は村の委託により一般高齢者の運動器の機能を向上させる講座の実施や介護予防いきいき健康教室¹⁵等の活動を行っています。 高齢者の健康維持のための活動を、地域における福祉活動と一体的に行うことは効果的であることから、行政区の健康維持の活動への参加を向上させることが求められます。 	



取組の方向性		
① 健康教室等の充実・強化		
<ul style="list-style-type: none"> 行政区ごとの集まりや高齢者の集いの場を活用して健康教室等を開催します。 		
取組の内容	自助	行政区における健康教室などの活動に参加します。
	共助	行政区における健康教室などの活動を支援します。
	公助	行政区で健康教室等の活動を実施します。
② 医療システムの検討		
<ul style="list-style-type: none"> 本村には、診療所が開設され開院していますが、地区によっては、開院していない時間帯があるため、利用者からは緊急時の対応について不安とする意見があります。 急病時でも安心できる医療の整備が求められています。 		
取組の内容	自助	安心できる救急医療システムについて村民の立場で考えます。
	共助	安心できる救急医療システムについて地域で検討を行います。
	公助	村民の急病時に対応できる医療体制を検討します。

¹³健康運動教室：レクリエーションコーディネーターの指導の下、レクリエーションを通して気軽に取り組める運動教室。

¹⁴特定健康診査：40～74歳の国民健康保険加入者を対象として、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施される健康診査。

¹⁵介護予防いきいき健康教室：高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、低栄養状態を改善し、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を実施する事業。さらに、高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃等の指導や、摂取・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を行う事業。

(2) 福祉サービスの情報提供・相談体制の整備

現 状 と 課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・本村の高齢者介護サービスは、在宅介護サービスについては社会福祉協議会が担い、配食サービス・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業¹⁶等を行っています。 ・介護サービスでは介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が2箇所開設されています。 【清和園（定員 50 名、短期入所：定員 4 名）、宝珠の里（定員 50 名、短期入所：定員 19 名）】 ・児童福祉サービスでは、保育所（園）が2箇所開設されています。 【美里保育所（定員 45 名）小石原保育園（定員 20 名）】 ・高齢化により、高齢者向けの福祉サービスの情報提供や相談支援がさらに求められます。 	

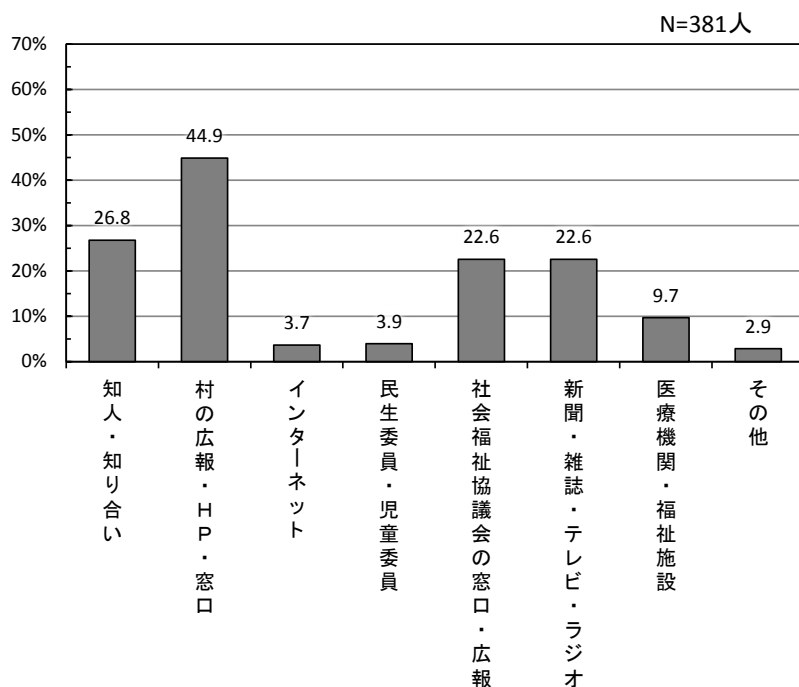


取組の方向性		
① 福祉サービスの情報提供・利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本村の福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉サービスなどの情報提供を充実し、利用者の支援を行います。 		
取組の内容	自助	必要な場合に、福祉サービスを活用します。
	共助	朝倉介護保険事業者協議会等に属する事業所や医療機関が協働して組織的に高齢者の支援を行うものとします。
	公助	役場窓口における福祉サービスの情報提供・利用支援を充実させます。

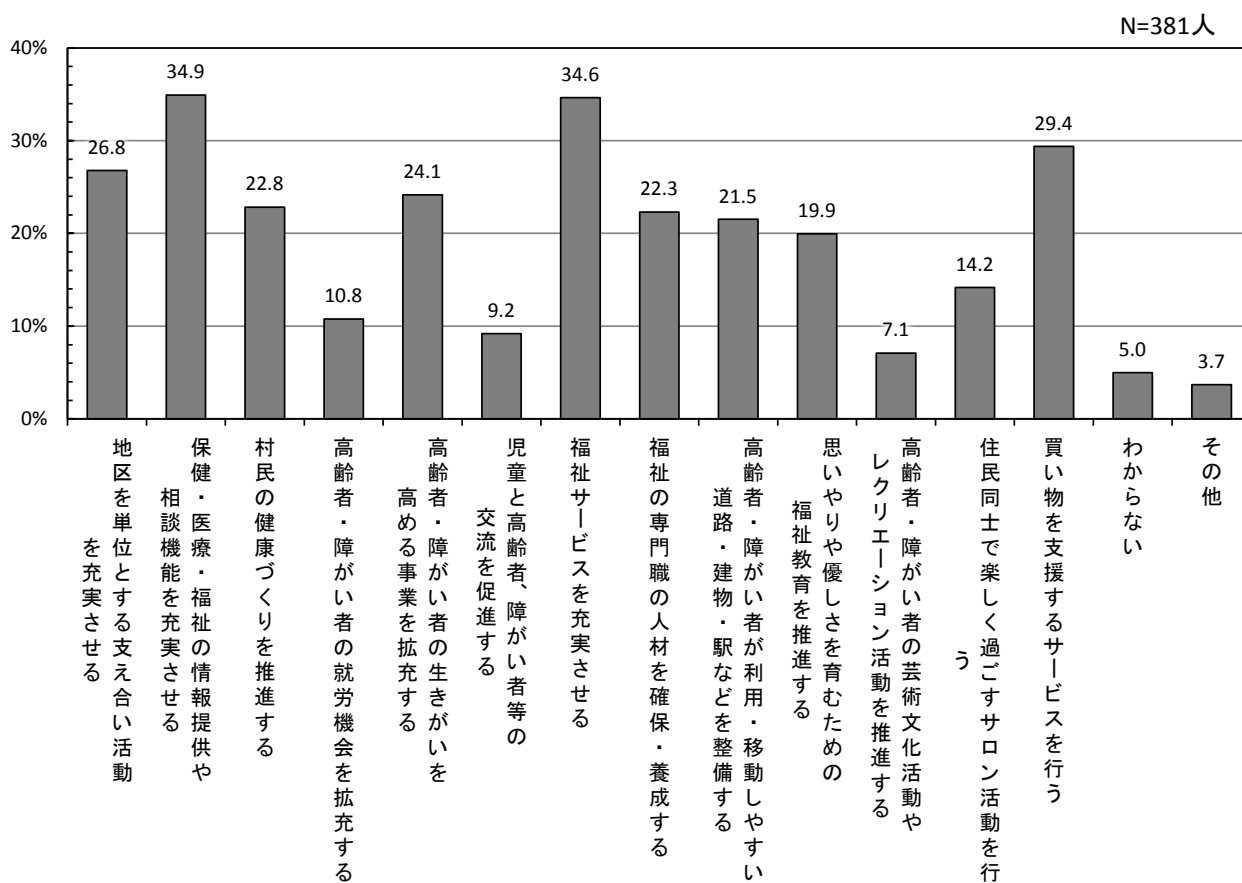
② 地域包括支援センター等の相談機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが広域連合の運営から本村での運営に移行します。 ・移行に伴い、地域包括支援センター等の相談機関の利便性を高めます。 		
取組の内容	自助	必要な場合に、地域包括支援センター等の相談機関を活用します。
	共助	地域包括支援センターと居宅介護支援事業者との連携を図り、相談機関につなぐとともに利便性を高めます。
	公助	地域包括支援センター等の相談機関の利便性を高めます。

¹⁶寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業：概ね 65 歳以上の人を対象に、掛け蒲団・毛布・敷き布団・マットレスの洗濯乾燥消毒のサービスを行うことにより快適な在宅生活の支援を行う事業。

■ 福祉サービスの情報の入手先は何ですか。



■ 東峰村に必要と思うことは何でしょうか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

(3) 日常生活の支援・体制づくり

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯に生活管理指導員¹⁷を派遣し、日常生活に関する支援・指導などを行っています。また、県社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業¹⁸を行っています。さらに、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を兼ねた配食サービスを実施し、栄養改善事業（シルバークッキング教室）¹⁹等を実施しています。 ・民生委員・児童委員は、月に1回配食サービスを行い、住民の相談に応じています。個人情報保護の問題もあり、名簿の入手が困難で、民生委員・児童委員が積極的に要援護者を訪問することは難しい状況にあります。 ・地域包括支援センター、保健師、介護支援事業者、社会福祉協議会が月に1回連絡調整会議を行って、要支援・要介護認定者の困難事例等に対応しています。これにさらに、他の関係機関が入って連絡調整の強化を図る必要があります。 	



取組の方向性		
① 自立に向けた生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が行っている生活管理指導員派遣事業や日常生活自立支援事業の必要な世帯への適用を図るとともに、配食サービスや栄養改善事業を適切に実施します。 		
取組の内容	自助	必要な場合に、日常生活自立支援事業等を活用します。
	共助	自立に向けた生活支援の情報を共有します。
	公助	社会福祉協議会の日常生活自立支援に向けた事業を実施します。
② 民生委員・児童委員の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が相談を必要とする家族や個人に対して適切に相談業務等が実施できるように、個人情報保護に留意しながら、当該住民の名簿の提供等の支援を行います。 		
取組の内容	自助	民生委員・児童委員の活動に協力します。
	共助	民生委員・児童委員の活動を地域で支援します。
	公助	要援護者の名簿の提供など民生委員・児童委員の活動の支援を行います。

¹⁷生活管理指導員 : 一人暮らし高齢者、二人暮らし高齢者世帯を対象に、日常生活に関する支援、指導、相談等を行う人。

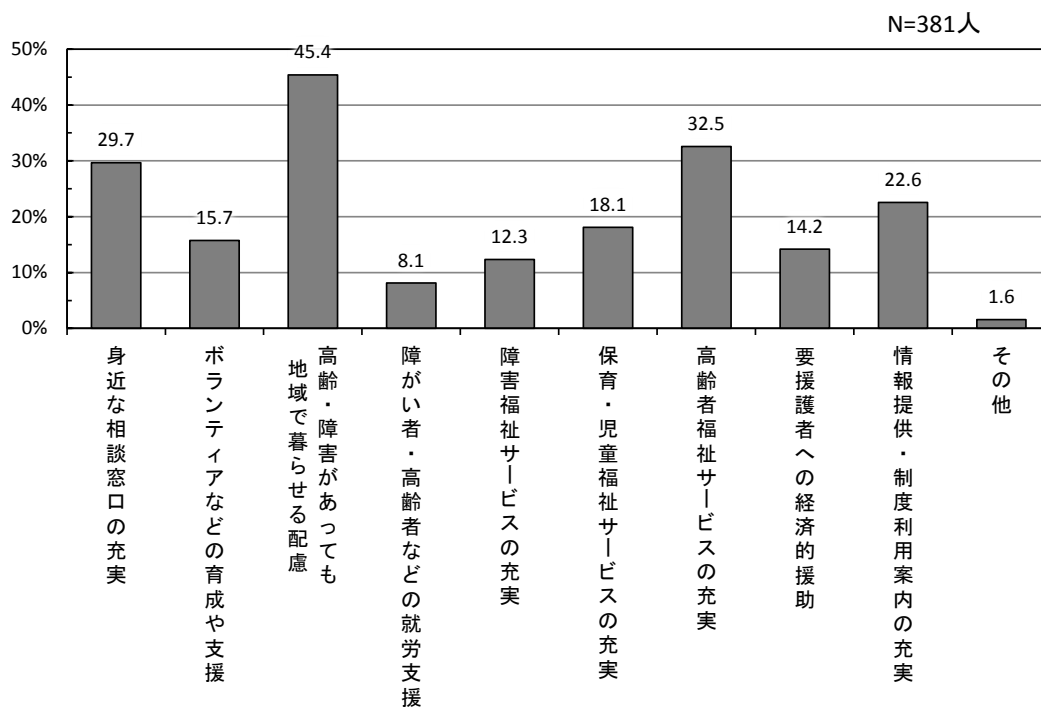
¹⁸日常生活自立支援事業 : 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分のため、日常生活に困っている方に、福祉サービスの利用や日常生活金銭管理のお手伝いを行う事業。

¹⁹栄養改善事業（シルバークッキング教室） : 健康づくりのための食生活の改善と、食育活動の仲間づくりを目的に実施する事業。

③ 社会福祉協議会による地域福祉の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉活動を推進する団体として位置づけられていることから、地域福祉活動計画²⁰の検討を行い、計画に従って地域福祉の活動を推進します。 		
取組の内容	自助	社会福祉協議会の活動を理解し、活動に協力します。
	共助	社会福祉協議会の活動を地域で支援します。
	公助	社会福祉協議会は、地域福祉活動計画の検討を行い、地域福祉の活動を展開します。

④ 連絡調整会議の充実（地域ケア会議 ²¹ ）		
<ul style="list-style-type: none"> 要支援・要介護認定者の困難事例に適切に対応できるように、地域包括支援センター、保健師、介護支援事業者、社会福祉協議会によって地域ケア会議を開催し、総合調整などを行います。 		
取組の内容	自助	地域ケア会議を理解し、必要な協力を行います。
	共助	地域ケア会議を理解し、地域で必要な協力を行います。
	公助	関係機関は地域ケア会議を組織し、困難事例に対する総合調整を行います。

■ 福祉サービスで充実させて欲しいものは何でしょうか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

²⁰地域福祉活動計画：地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための活動の計画。

²¹地域ケア会議：支援が必要な高齢者等を対象に、効果的な支援の検討を行う機能を持つ会議のこと。保健、福祉、医療、介護の職員などで構成される。

(4) 人材の育成

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を推進するために、身近な行政区の範囲で福祉活動を推進する社会福祉委員²²の活動が重要です。本村では、民生委員・児童委員が社会福祉委員を兼務しています。 ・福祉に関する様々な活動を支えるボランティアが必要であり、養成を進める必要があります。社会福祉協議会はボランティア研修会を開催し、ボランティア養成の役割を担っています。 	



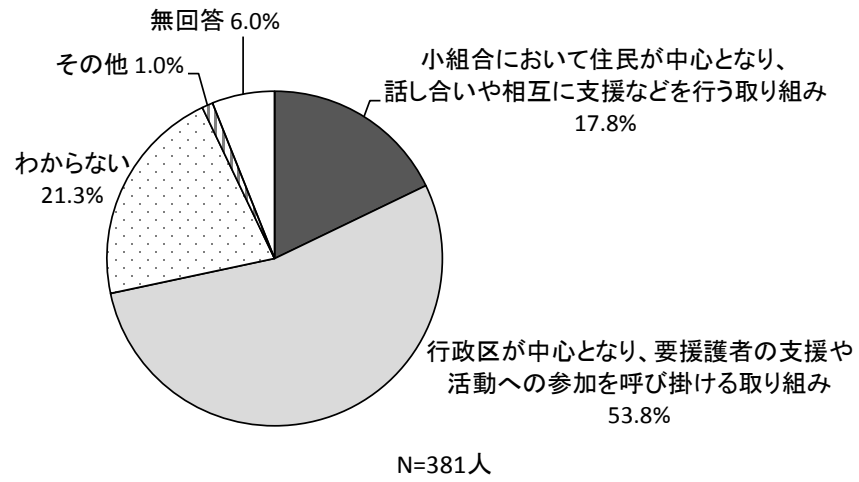
取組の方向性		
① 地域の世話人づくり		
<ul style="list-style-type: none"> ・行政区において、福祉の面で意見を聞いて、必要な支援について関係団体に連絡するなど、地区をお世話する社会福祉委員の活動を推進します。 		
取組の内容	自助	社会福祉委員を担います。
	共助	行政区で社会福祉委員の活動を推進します。
	公助	社会福祉委員の活動を支援します。

② ボランティアの養成		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、ボランティア養成講座²³等を開催してボランティアの養成を進めます。 		
取組の内容	自助	ボランティア養成講座等に参加します。
	共助	地域で必要なボランティア活動を検討し、ボランティア養成に協力します。
	公助	社会福祉協議会はボランティア養成講座等を開催して、ボランティアを養成します。

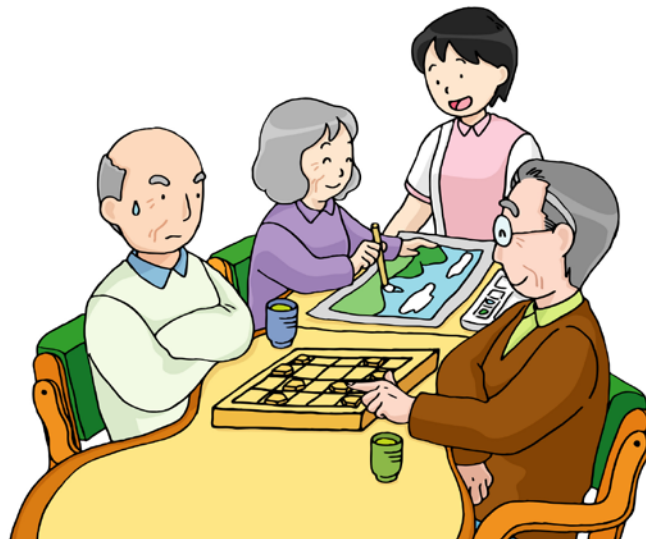
²² 社会福祉委員 : 地域住民と協力し、地域の見守りや地域の福祉課題の解決を図ることを目的とするために選出された人。住民の福祉ニーズの発見や民生・児童委員との連携などを図る。

²³ ボランティア養成講座 : 地域福祉の現状及び地域で求められている「新たな支え合いづくり」について理解を深めるとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして開催する講座。

■ 地域の要援護者の支援は、どの組織の取り組みを重視しますか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果



目標4 地域への定住を応援する条件づくり

(1) 住宅の整備

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> • 本村では、人口が減少し、若者は就職や結婚などの世帯分離の際に、村外に転出するケースもみられることから、村内への定住を促進するために村営住宅等の整備が求められます。 • 村内には人口転出に伴い空き家が存在しており、リニューアル等を行って、定住促進のための住宅として活用することが考えられます。



取組の方向性		
① 村営住宅等の整備 <ul style="list-style-type: none"> • 定住促進のために、現在の村営住宅のうち、老朽化が激しい住宅について、改善や建て替え等を推進します。 • 定住を促進するために、所得制限等が緩和された公営住宅の建設を促進します。 		
取組の内容	自助	村営住宅の必要性を理解します。
	共助	地域における村営住宅の建設に協力し、入居者との交流を図ります。
	公助	村営住宅等の建て替え・改善を促進します。

② 空き家の活用 <ul style="list-style-type: none"> • 村内の空き家について、所有者の同意のもとで定住促進のために活用を検討します。 		
取組の内容	自助	空き家の所有者は、可能な場合は定住促進の住宅として提供します。
	共助	地域にある空き家情報などを提供します。
	公助	所有者の同意のもとで定住促進のために活用を検討します。

(2) 地域の誇り・ブランドづくり

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 本村への定住を促進し、就業機会の創出のために、本村の焼物等の地域振興を図る必要があります。そのための産業の担い手づくり、新たな人材確保が求められています。 本村に住み続けるためには働く場所が必要であり、そのために企業誘致の推進が必要です。 	



取組の方向性		
① 地域ブランドの担い手づくり		
<ul style="list-style-type: none"> 本村の産業の柱となっている焼物や食料品加工等の地域ブランド産業の担い手を育てます。 		
取組の内容	自助	住民が携わっている商品などのブランド化を考えます。
	共助	地域にある産業のブランド化を関係者が検討します。
	公助	焼物や食料品加工等の地域ブランドを担う人材を育てます。

(3) 働く場づくり

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 本村で住み続けられるように働く場所として新たな企業の誘致を図る必要があります。 	



取組の方向性		
① 企業誘致の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 定住促進のため、働ける場所を提供できるように企業誘致を推進します。 		
取組の内容	自助	企業誘致について意見や要望を村へ出していきます。
	共助	地域への企業誘致について、必要な検討を行います。
	公助	企業誘致を推進します。

(4) 移住者の支援

現 状 と 課 題	
<ul style="list-style-type: none">・観光に訪れて本村にとどまり移住する可能性があります。そのような人が長く住み続けられるように、生活の支援を行うことが求められます。・移住を希望する人への村営住宅や空き家等の提供を図る必要があります。	



取組の方向性		
① 移住者の支援		
<ul style="list-style-type: none">・移住してきた人の諸手続きや日常生活の困りごとの相談などの支援を行います。		
取組の内容	自助	移住してきた人に声をかけ、必要な援助を行います。
	共助	移住してきた人を地区で温かく迎えます。
	公助	移住してきた人への相談や日常生活の支援を行います。

② 移住者のための住宅整備の推進		
<ul style="list-style-type: none">・本村へ移住を計画している人が入居できる村営住宅の整備や空き家等の確保を検討します。		
取組の内容	自助	空き家の所有者は、可能な場合は移住者のための住宅として提供します。
	共助	地域にある空き家情報などを提供します。
	公助	移住希望者向けに村営住宅の整備や空き家等の確保を検討します。

目標5 安心して暮らせるむらづくり

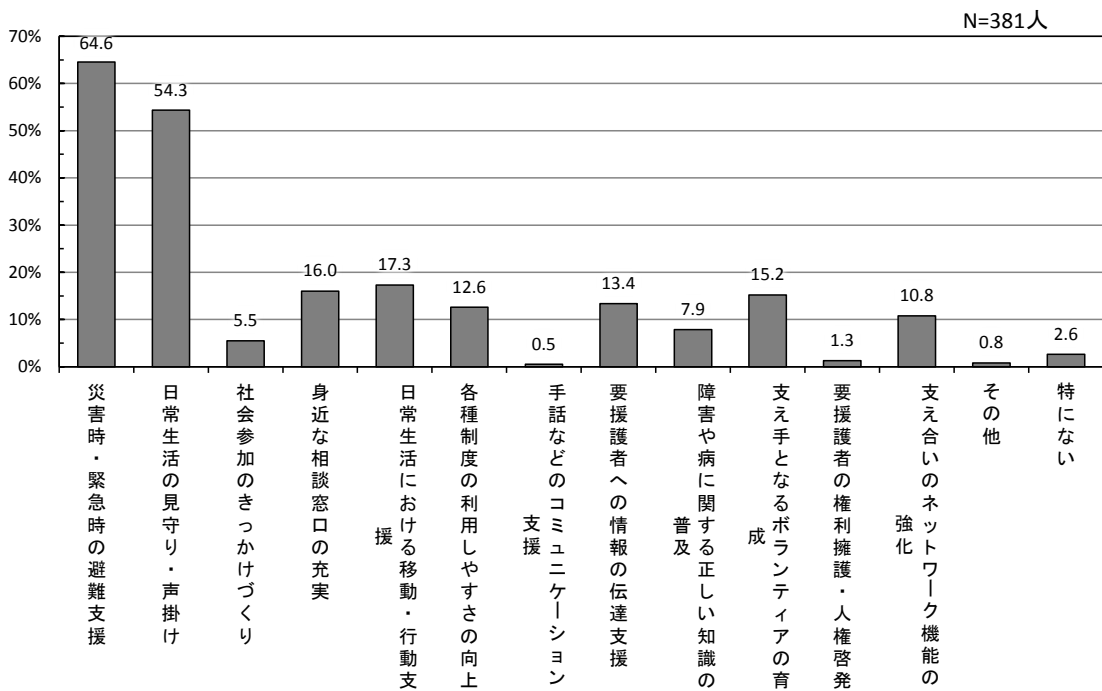
(1) 要支援者等への理解

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 本村には、障がいのある人や認知症の高齢者、難病を患っている人、妊娠中の人など支援が必要な人が暮らしています。 そのような人のことを理解し、お互いに安心して生活できるように意識の啓発が必要です。 	



取組の方向性		
① 要支援者等への理解の促進		
<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人を理解し、お互いに尊重していくための取り組みを進めます。 		
取組の内容	自助	様々な立場の人を理解するための講習会などへ参加します。
	共助	地区の集まりなどで様々な立場の人のことを理解する場を設けます。
	公助	障がいのある人や認知症の高齢者等を理解する講習会などを実施します。様々な人を理解する人権教育・啓発の取り組みを進めます。

■ 要支援者に対する支援で必要なことは何でしょうか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

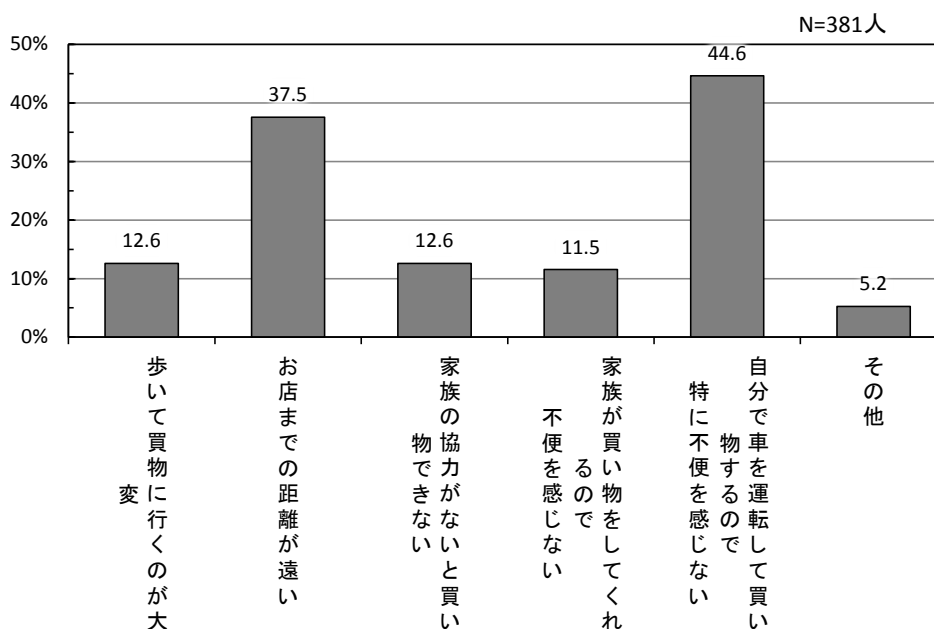
(2) 買い物等の移動支援

現状と課題	
・	本村では、買い物できる店舗が少なく、日常生活用品等の購入を村外で行っている人が多くみられます。
・	アンケート調査では「お店までの距離が遠い」(37.5%)や「家族の協力がないと買い物できない」(12.6%)等の意見もみられ、家族などに買い物を頼めない人などでは、買い物に困難を抱えている人がいます。



取組の方向性		
① 地域住民による買い物代行		
・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯で、公共交通機関の利用が不便で自動車を運転しない世帯では、買い物が困難であるため、家族の支援が得られない場合などでは、近隣の人が代わりに買い物をすることを呼びかけます。		
取組の内容	自助	買い物が困難な人への買い物代行を担います。
	共助	買い物が困難な人への買い物の代行を地域住民で担います。
	公助	近隣住民による買い物代行を呼びかけます。

■ 生鮮食料品等の買い物で不便に感じていることは何でしょうか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

(3) 交通手段の確保

現 状 と 課 題	
<ul style="list-style-type: none"> • 地形条件や分散した集落の状況から、歩いて村の公共施設や保健・福祉施設を利用することは困難な住民がみられます。 • 民間バス交通は国道 211 号をバスルートとし、杷木から宝珠山、小石原までを運行しており、運行回数は少ない状況にあります。 • いずみ館への送迎バスと小中学校のスクールバスが運行しています。 • 住民の中には、近くに路線バスや鉄道等の公共交通が運行されていないために、日常生活の移動を自家用車等に頼らざるを得ない公共交通空白地域があり、自家用車を利用できない高齢者等の困難を解消することが求められています。 	



取組の方向性		
① タクシー初乗り料金の助成		
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢で運転免許証を有しない等の理由で移動が制約される人の日常生活の移動支援を図るため、タクシーの初乗り料金を助成することを検討しています。 		
取組の内容	自助	タクシー初乗り料金助成の適正な利用を行います。
	共助	タクシー初乗り料金助成の必要性、適正な利用について認識を共有化します。
	公助	タクシー初乗り料金を助成します。

(4) 災害時の避難支援

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月の豪雨では、屋外の有線放送による災害状況の連絡が、地形条件などにより、伝わらない地区がありました。 災害時では、要介護の高齢者や重度の障がい者など、自力では避難が困難な人の避難の支援が必要とされます。 このため、事前に要援護者台帳を整備し、避難をどのように支援するか計画しておく必要があります。 	

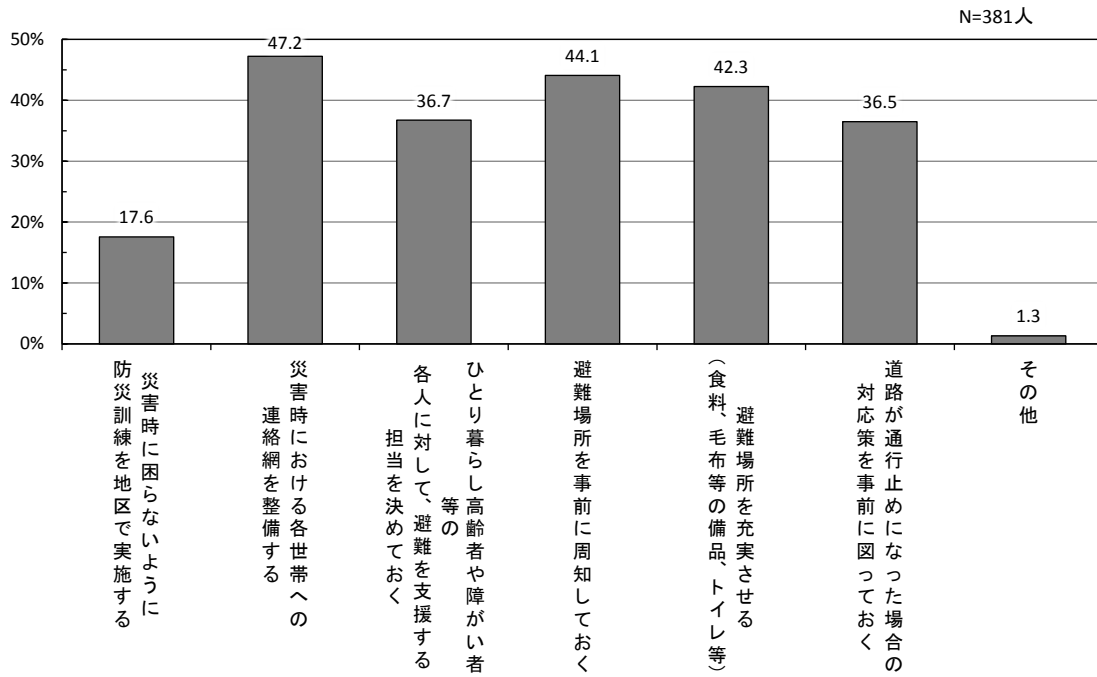


取組の方向性		
① 災害時の要援護者台帳の整備 <ul style="list-style-type: none"> 事前に、災害時に避難の支援が必要な人を「要援護者台帳²⁴」に登録する取り組みを進めます。 行政区で避難場所、対象者の居住地と対象者を誘導する避難ルートについて、地図（マップ）を作成し、関係機関で共有化を図ります。 		
取組の内容	自助	要援護者台帳への登録に協力します。
	共助	行政区で要援護者台帳の対象者の居住地・避難場所を把握します。
	公助	要援護者台帳の作成を行い、緊急時の連絡体制の確立を図ります。

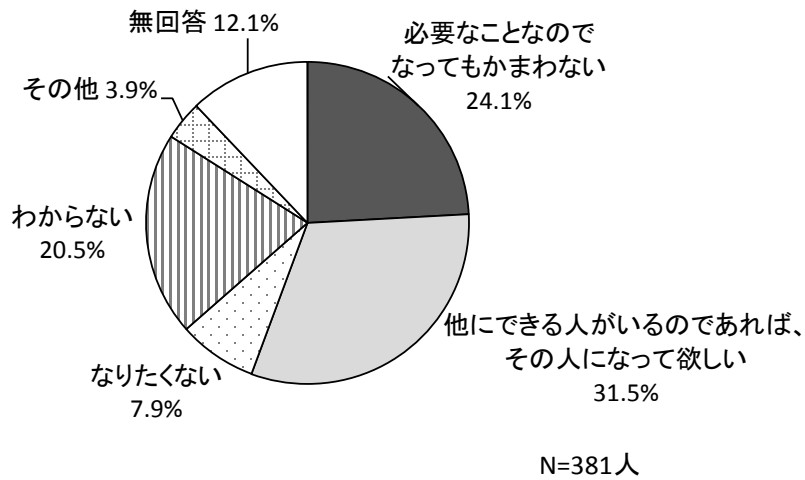
② 要援護者への避難支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 行政区で、災害時に要援護者に対して避難を援助する世帯を定め、避難支援を行う体制を構築します。 事前の防災訓練を行い、避難支援の移動手段、避難に要する時間などを把握しておきます。 		
取組の内容	自助	災害時の避難を支援する世帯になります。
	共助	行政区で要援護者の避難を支援する世帯を定めます。
	公助	避難支援体制の構築を支援し、防災訓練等を実施します。

²⁴要援護者台帳：一人暮らしの高齢者（65歳以上）、又は後期高齢者（75歳以上）のみの世帯、身体障害者（身体障害者手帳所持者（1級・2級））、知的障害者（療育手帳所持者（A））、要介護認定者、精神障害者などの情報を収集し登録した台帳。

■ 大雨や台風などの災害にどう対応すべきでしょうか。



■ 回答者ご自身が避難支援の担当になることについてはいかがですか。



資料：東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

第5章 計画の推進方策



第5章 計画の推進方策

1. 協働による計画の推進

本計画を推進するにあたって、住民の地域に対する関心や地域福祉についての理解を深め、地域活動に参画するとともに、住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2. 周知・啓発

本計画を推進するにあたって、村役場や社会福祉協議会の広報紙等を使って、計画を広く住民に周知し、普及に努めます。

3. 計画の点検・評価

この計画は、村や社会福祉協議会が住民と一体となって計画の点検・評価を行って、各年度計画にも反映させながら着実に取り組みます。

4. 計画の見直し

計画の終了年度に次年度以降の計画の策定を行います。ただし、今後の法律改正や条約の批准、社会経済状況の変化等にも弾力的に対応し、必要に応じて見直しを行うものとしします。

資料編



1. 東峰村地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
学識経験者	北筑後保健福祉環境事務所	槍水 孝治	
	村議会総務住民常任委員会	樋口 富美彦	委員長
保健・医療・福祉・ 教育関係者	東峰村診療所長	加藤 知恵子	
	村内介護事業者代表	出水 清治	
	村社会福祉協議会長	仲道 保明	副委員長
	民生・児童委員協議会長	岩下 英治	
	民生・児童委員協議会副会長	熊谷 弘子	
	東峰村教育委員長	梶原 泰文	
	東峰村保健師	国松 直美	
住 民 代 表	東峰村区長会長	森山 元寛	
	老人クラブ連合会長	熊谷 家和	
	子育て支援センター代表	野上 玲子	
	身体障害者福祉協議会長	高倉 寛視	
行 政 機 関	教育課長	重石 豊臣	
	住民福祉課長	小林 純一	
	住民福祉課参事	伊藤 国雄	
事 務 局	住民福祉課長補佐	野寄 和秀	

2. 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 24 年 10 月 2 日	第 1 回東峰村地域福祉計画策定委員会
平成 24 年 11 月 12 日	第 2 回東峰村地域福祉計画策定委員会
平成 24 年 11 月 21 日	ヒアリング 【行政区長会 役員】 【民生委員・児童委員協議会 役員】 【老人クラブ連合会 役員】
平成 24 年 11 月 22 日	ヒアリング 【子育て支援センター・保育所（園）】 【社会福祉協議会 事務局】
平成 24 年 11 月 29 日	ワークショップ【小石原】
平成 24 年 12 月 11 日	ワークショップ【宝珠山】
平成 25 年 1 月 30 日	第 3 回東峰村地域福祉計画策定委員会
	ヒアリング 【身体障害者福祉協会 役員】
平成 25 年 2 月 19 日	関係課ヒアリング（総務課）
平成 25 年 2 月 22 日	関係課ヒアリング（教育委員会、住民福祉課）
平成 25 年 3 月 1 日	第 4 回東峰村地域福祉計画策定委員会

3. 用語解説

番号	用語	解説
※1	東峰村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者の保健・福祉の施策及び介護保険事業に関する施策を示したもの。
※2	東峰村障害者計画	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的に策定される計画。
※3	東峰村次世代育成支援後期行動計画	子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、安心して子育てができるための環境の確保などの施策を総合的に定めた計画。
※4	要介護	要介護状態とは、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。その状態の程度に応じて重い順に「要介護1」～「要介護5」の5段階に分けられる。
※5	要支援	要支援状態とは、軽減もしくは悪化の防止に対する支援を要すると見込まれる状態、または、一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。状態の程度に応じて重い順に「要支援1」、「要支援2」の2段階に分けられる。
※6	一人暮らし高齢者見守り事業	見守りネットワーク協議会を起ち上げ、その傘下に地域の見守り者（老人クラブや民生委員・児童委員等）による行政区単位程度の見守りネットワークを構築し、見守りを要する高齢者世帯を訪問する等の確実な見守りを実施する事業。
※7	要援護者	高齢者世帯・要介護者・障がい者等の災害時に自力での避難が困難とされる人。
※8	地域包括支援センター	市町村において、①介護予防マネジメント、②総合相談・支援、③虐待防止・権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業を行う機関のこと。
※9	介護支援事業者	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となったもの（要介護者等）に対し、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者。
※10	子育て支援センター	子育て支援のための地域の総合的拠点。子育て中の保護者がふれあい、読み聞かせの活動や、子育ての相談や関連機関の紹介などを行う。

番号	用語	解説
※11	運動器の機能向上事業	要支援、要介護状態となるおそれの高い高齢者（二次予防事業の対象者）に対して、筋力の向上や転倒予防を目的としたトレーニングを行う事業。
※12	ノーバディーズ パーフェクト プログラム	0歳から5歳までの子どもを持つ親同士が安心して出会え、自分たちの生活や子ども、親としての役割について考える機会を提供する場。他の親とのつながりを深め、親同士、家族、友達などで助け合い、様々な子育ての資源を利用しながら、子育てを学ぶ。
※13	健康運動教室	レクリエーションコーディネーターの指導の下、レクリエーションを通して気軽に取り組める運動教室。
※14	特定健康診査	40～74歳の国民健康保険加入者を対象として、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施される健康診査。
※15	介護予防いきいき健康教室	高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、低栄養状態を改善し、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を実施する事業。さらに、高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃等の指導や、摂取・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を行う事業。
※16	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	概ね65歳以上の人を対象に、掛け蒲団・毛布・敷き布団・マットレスの洗濯乾燥消毒のサービスを行うことにより快適な在宅生活の支援を行う事業。
※17	生活管理指導員	一人暮らし高齢者、二人暮らし高齢者世帯を対象に、日常生活に関する支援、指導、相談等を行う人。
※18	日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人に、福祉サービスの利用や日常生活金銭管理のお手伝いを行う事業。
※19	栄養改善事業（シルバークッキング教室）	健康づくりのための食生活の改善と、食育活動の仲間づくりを目的に実施する事業。
※20	地域福祉活動計画	地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための活動の計画。

番号	用語	解説
※21	地域ケア会議	支援が必要な高齢者等を対象に、効果的な支援の検討を行う機能を持つ会議のこと。保健、福祉、医療、介護の職員などで構成される。
※22	社会福祉委員	地域住民と協力し、地域の見守りや地域の福祉課題の解決を図ることを目的とするために選出された人。住民の福祉ニーズの発見や民生・児童委員との連携などを図る。
※23	ボランティア養成講座	地域福祉の現状及び地域で求められている「新たな支え合いづくり」について理解を深めるとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして開催する講座。
※24	要援護者台帳	一人暮らしの高齢者（65歳以上）、又は後期高齢者（75歳以上）のみの世帯、身体障害者（身体障害者手帳所持者（1級・2級））、知的障害者（療育手帳所持者（A））、要介護認定者、精神障害者などの情報を収集し登録した台帳。

東峰村地域福祉計画

発行：福岡県東峰村

平成 25 年 3 月

東峰村役場 住民福祉課

〒 838-1692

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原 941-9

TEL (0946) 74-2311 FAX (0946) 74-2722